



平成 30 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 櫻護謨株式会社  
代表者名 取締役社長 中村 浩士  
(コード：5189 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役  
総務部長 遠藤 聡  
(TEL. 03-3466-2171)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月開催予定の第 158 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月開催予定の取締役会にて決定する予定です。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指し、その統一期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法第 195 条第 1 項に基づき、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、後記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質同年9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年9月30日現在)	10,120,000株
併合により減少する株式数	9,108,000株
併合後の発行済株式総数	1,012,000株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 株式併合により減少する株主数

平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満(1株～9株)所有	108名(12.23%)	173株(0.00%)
10株以上所有	775名(87.77%)	10,119,827株(100.00%)
総株主	883名(100.00%)	10,120,000株(100.00%)

（注）本株式併合を行った場合、所有株式数10株未満の株主様108名（所有株式数の合計173株）が株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取制度」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、株主様がお取引されている証券会社、または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合（10 株につき 1 株の割合）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数(平成 30 年 10 月 1 日付)
18,000,000 株	1,800,000 株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は、変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,800 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>180 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

4. 日程

平成 30 年 3 月 22 日	取締役会決議日
平成 30 年 6 月(予定)	第 158 回定時株主総会
平成 30 年 9 月 25 日(予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日(予定)	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における売買単位は同年 9 月 26 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更と株式併合に関する Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは複数の株式をあわせ、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

### Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上を実現するため、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株へ統一することを最終的な目標としております。当社は、東京証券取引所に上場する市場構成員としてこの趣旨を尊重し、当社単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

### Q 4 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には単元株式数の変更および株式併合の効力発生日の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	1,001株	1個	100株	1個	0.1株
例4	550株	なし	55株	なし	なし
例5	3株	なし	0株	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例3、5のような場合）は、すべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日前の所有株式が10株未満の場合（例5のような場合）は株式併合により、すべての所有株式数が端数株式となり、結果として所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本の状況が変わることはないため、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響はありません。

株主様所有の当社株式数は10分の1に減少することになりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価についても理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社、または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 7 株主として何か手続きしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月	第158回定時株主総会
平成30年9月25日	1,000株単位での売買最終日
平成30年9月26日	100株単位での売買開始日
平成30年10月1日	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

東京都府中市鋼町1-1  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝祭日等を除く)

以上